

# 2022 稲毛ウィークヨット選手権大会

## 兼 東日本セーリングカップ

## 兼 全日本セーリングスピリッツ級選手権大会

### 帆走指示書

#### (Sailing Instructions)

#### 1 適用規則

- 1.1 本大会は 2021-2024 セーリング競技規則（以下「規則」という。）に定義された規則を適用する。ただし、本帆走指示書（以下「指示」という）によって変更されたものを除く。
- 1.2 『セーリング装備規則 2021-2024』および日本セーリング連盟規程を適用する。
- 1.3 各クラス規則を適用する。ただし、競技規則 87 に基づき、国際 FJ 級クラス規則 24th MAY 2010 を国際 FJ 級クラス規則 2004 に変更する。なお、セール番号と艇体番号は同一でなくてもよい。
- 1.4 競技規則付則（以下「付則」という）Pを適用する。
- 1.5 付則Dは適用しない。
- 1.6 付則Tを適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは、規則 A10 を変更している。
- 1.7 [SP]は、レース委員会またはテクニカル委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、オンライン掲示板および公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会またはテクニカル委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは規則 63.1、A5 及び A10 を変更している。
- 1.8 [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 1.9 [DP] 競技者および支援者は、主催団体またはレースオフィシャルズからのあらゆる合理的な指示に従わなければならない。従わない場合、不正行為にあたる可能性がある。ここでいう「不正行為」とは、規則 69 にいう不正行為を指す。

1.10 COVID-19 対策のための指針やガイドラインなどを実践する目的でレースオフィシャルズがとった合理的な行動は、必要のない行動であったと後に判明したとしても、不適切な処置や不手際にはあたらない。

## 2 選手とのコミュニケーション

2.1 競技者への通告は、大会ホームページ <https://bit.ly/3JyvRlm> に設置されたオンライン掲示板（以下「オンライン掲示板」）に掲示されるとともに、LINE のオープンチャットで通告されるとともに、陸上本部に設置された公式掲示板(以下「公式掲示板」)にも掲示される。また LINE オープンチャットでは健康チェック・出艇帰着申告・情報の提供を実施する。サイト等の不具合等は、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは 規則 60.1(b) を変更している。

2.2 陸上本部は、稲毛ヨットハーバー内に位置する。

## 3 帆走指示書の変更

3.1 帆走指示書（以下、「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までにオンライン掲示板に掲示され、LINE オープンチャットで通告されるとともに公式掲示板にも掲示される。

3.2 レースエリアの変更は、当該レースの「D旗」掲揚までにオンライン掲示板に掲示され、LINE オープンチャットで通告されるとともに、公式掲示板にも掲示される。

3.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の 17 時 00 分までにオンライン掲示板に掲示され、LINE オープンチャットで通告されるとともに、公式掲示板にも掲示される。

## 4 陸上で発せられる信号

4.1 陸上で発せられる信号は、陸上本部に設置された信号柱に掲揚する。また同時に、大会 LINE オープンチャットで内容を発信される。以下、陸上で発せられる信号には、大会 LINE オープンチャットでの発信も含まれる。

4.2 [NP] [DP] 音響 1 声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号は、D旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。「D旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。

4.3 指示 5.1 に示された個別のレースに対して、「回答旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースの予告信号は、時間の定めなく延期されている。

## 5 競技日程

5.1 競技の日程は、以下のとおりとする。

- 5月3日(火) 10:00 開会式(SNSで実施)  
選手・監督ブリーフィング
- 12:00 最初のレースの予告信号予定時刻  
引き続きレース
- 5月4日(水) 8:30 ブリーフィング(オープンチャット)  
9:30 その日の最初のレースの予告信号予定時刻  
引き続きレース
- 5月5日(木) 8:30 ブリーフィング(オープンチャット)  
9:30 その日の最初のレースの予告信号予定時刻  
引き続きレース
- 16:00 閉会式・表彰式(稲毛ヨットハーバー内大会陸上本部前)

5.2 スタートのグループ分けは以下のように行う。

- ・グループ1：420級、FJ級
- ・グループ2：レーザー級、レーザーラジアル級・シーホッパーSR級
- ・グループ3：SS級

5.3 後続の各グループについて、レース予告信号は直前のグループのスタートが成立した2分後とする。

5.4 各グループとも、予定されるレース数は10レースとし、一日に行うレースは最大6レースとする。ただし、天候等の理由により、この数を上回る数のレースを行うことがある。

5.5 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するため、予告信号を発する最低5分以前に、レース委員会信号船に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。

5.6 5月5日は、13:30を超えて予告信号を発しない。

## 6 クラス旗

クラス旗は、以下のとおりとする。

グループ	競技種目	クラス旗
1	420級・FJ級	白色420級旗
2	レーザー級・レーザーラジアル級・シーホッパーSR級	レーザー旗
3	SS級	SS旗

## 7 レースエリア

- 7.1 稲毛ヨットハーバー沖の「添付資料1」に示す位置に、レースエリアを設定する。
- 7.2 「添付資料1」どおりのレースエリアにならなくても、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

## 8 コース

- 8.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号船に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。
- 8.3 艇の帆走すべきコースは次のとおりとする。
- (a) 数字旗 1 が掲揚されたとき・・・コース 1
  - (b) 数字旗 2 が掲揚されたとき・・・コース 2
  - (c) 数字旗 3 が掲揚されたとき・・・コース 3

## 9 マーク

- 9.1 マーク 1 および 2 は、黄色の円錐形のブイとする。
- 9.2 マーク 3P、3S、は黄色円錐のブイとし、4P、4S は、赤色の球形のブイとする。
- 9.3 指示 11.1 に規定する新しいマークは、オレンジ色の円錐形のブイとする。
- 9.4 スタート・マークは、スターボードの端にある海上本部船と、ポートの端にあるレース委員会船とする。
- 9.5 フィニッシュ・マークは、青色旗を掲げたレース委員会船と、その反対側にある赤色の球形ブイとする。

## 10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 10.2 [NP] [DP] 予告信号が発せられていないクラスの艇は、他のクラスのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね 50m以内のスタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.3 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは規則 A5.1 及び A5.2 を変更している。
- 10.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号船以外のレース委員会船にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および 29.2 を変更して

いる。

## 11 コースの次のレグの変更

11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、指示 9.3 に示す新しいマークを設置し（または、フィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに「元のマーク」を除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは「元のマーク」で置き換える。

11.2 レグの長さの変更を示す「+」および「-」の表示は行わない。この項は競技規則 33(b) を変更している。

## 12 フィニッシュ

12.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「青色旗」を掲揚しているポールと、その反対側にある赤色の球形ブイの間とする。

12.2 引き続きレースを行う場合には、フィニッシュ・マークのレース委員会船に F 旗を掲揚する（音響信号なし）。F 旗が掲揚されている場合、「フィニッシュしたレース艇は速やかにレース中の艇を避けながらスタート・エリアに戻ることを求められている。

## 13 スタート後の短縮または中止

13.1 レース委員会は規則 32.1 に基づくほか競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合およびスタート後概ね 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合はレースを中止することができる。また、スタート後概ね 60 分以内にレースが終了しそうにない場合、コースを短縮またはレースを中止することができる。この項は競技規則 32.1 を変更している。

13.2 指示 13.1 に示す時間どおりにならなくても救済の要求の根拠とはならない。この項は競技規則 62.1(a) を変更している。

13.3 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号船以外のレース委員会船にも、「N 旗」「H 旗の上に N 旗」あるいは「A 旗の上に N 旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「N 旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味は持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則 32.1 を変更している。

## 14 レース・タイム・リミット

14.1 レース・タイム・リミットは、各クラスとも、競技規則 29.1 および 30 に違反しないでスタートし、競技規則 28 のとおり帆走した先頭艇のフィニッシュ後 10 分とする。

14.2 レース・タイム・リミット内にフィニッシュしない艇は、審問なしに DNF と記録される。これは規則 35、A4、A5.1、A5.2、を変更している。

## 15 抗議と救済要求

15.1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、下記 Web サイトのオンラインフォームにて、適切な制限時間内に提出しなければならない。

審問要求書の D/L と提出 : <https://bit.ly/3JF2vla>

ただし、オンラインフォームにより提出することが困難な場合には、プロテスト委員会事務局で入手できる文書に記入のうえ、プロテスト委員会事務局に持参して提出することができる。

15.2 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

15.3 レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために、オンライン掲示板に掲示するとともに公式掲示板にも掲示する。

15.4 指示 1.4 に基づき、規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストはオンライン掲示板に掲示するとともに公式掲示板にも掲示する。

15.5 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告をオンライン掲示板に掲示するとともに公式掲示板にも掲示する。審問は、プロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。

15.6 審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。

(a) 要求する当事者が 前日に判決を通告された場合、翌日の 9 時まで。

(b) 要求する当事者が大会最終日に判決を通告された場合、その通告から 15 分以内。  
これは規則 66 を変更している。

15.7 大会最終日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

## 16 競技の得点と順位

16.1 本大会は各競技種目とも 10 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了を持って成立とする。

16.2 各種目とも成立したレースが 5 レース未満の場合は、艇の得点は全レースの合計得点として順位を決定する。5 レース以上成立した場合は、最も悪いレースの得点を除外したレースの合計得点として順位を決定する。

16.3 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する

場合、艇はレース委員会事務局で入手できる「得点照会申請書」に所定の事項を記入の上、「レース委員会事務局」に要請することができる。

## 17 [NP] [SP] 申告

- 17.1 全ての競技者、支援者は、大会実行委員会が定める健康チェックを実施し、毎日 8:30 までに定められた方法により提出しなければならない。
- 17.2 出艇および帰着申告は、レース委員会が LINE オープンチャットに適時投稿する各申請フォームより手続きを行う。
- 17.3 申告手続きは艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 17.4 出艇しようとする艇の艇長は、当該レースの「D旗」掲揚 20 分後までに「出艇申告フォーム」からセイルナンバーを選択し、送信しなければならない。また、レースに参加(出艇)しない艇および出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に「RET 報告フォーム」からセイルナンバーを選択し、送信しなければならない。
- 17.5 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに帰着申告を行わなければならない。帰着申告は当該種目のレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後までに「帰着申告フォーム」からセイルナンバーを選択し、送信しなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 17.6 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合は、指示 17.4 に従い、再度出艇申告を行わなければならない。
- 17.7 リタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、可能な場合にはリタイアの意思を近くの指示 20 運営船伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちに指示 17.5 の帰着申告を行ったうえ、「RET 報告フォーム」からセイルナンバーを選択し、送信しなければならない。

## 18 安全規定

- 18.1 レース艇が自ら救助を求める場合は、救助する船に対して「片手を高く上げて」合図すること。
- 18.2 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 18.3 艇は、安全のみを目的とした常識的に適当な大きさの浮力体をマストトップ付近に

取り付けても良い。また、その交換または修繕は指示 19.1 によるテクニカル委員会の承認は必要としない。

18.4 レース委員会への出艇申告および帰着申告の履行をもって、千葉市稲毛ヨットハーバーへの出港届および帰港届は完了したものと見なし、これを免除する。

## 19 装備の交換と計測のチェック

19.1 [DP] 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしには許可されない。装備の交換要請は、最初の妥当な機会にテクニカル委員会で入手できる文書に記入のうえ、テクニカル委員会に持参して提出しなければならない。

19.2 艇、ボードまたは装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

## 20 運営船

20.1 運営船の識別旗は、下記のとおりとする。

運営船	識別旗
レース委員会船	白色旗(無地)
プロテスト委員会船	ピンク色旗
救助船	白色旗に赤字「R」

20.2 紛失等による運営船の識別旗の非掲揚は、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

## 21 [NP] [DP] 支援者艇

21.1 支援者艇は、艇およびすべての運営船の運航を妨げてはならない。また、最初にスタートするクラスの予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしれないか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後 2 分間までは、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。

21.2 引き続きレースが行われる場合、支援者艇は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物およびごみの授受支援を行うことができる。ただし、レース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。

21.3 天候等の状況によりレース委員会から各支援者艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会船に「ピンク色旗」を掲揚する。この場合、指示 21.1 および 21.2 のただし書き以下は適用されない。この救助要請はレースエリア毎に掲揚され、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに当該信号が適用される。



## 22 [DP] 無線通信

緊急の場合を除き、艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。この制限は、携帯端末およびGPSにも適用する。

## 23 ごみの処分

ごみは、支援者艇または運営船に渡してもよい。

## 24 リスク・ステートメント

規則 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

## 25 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。

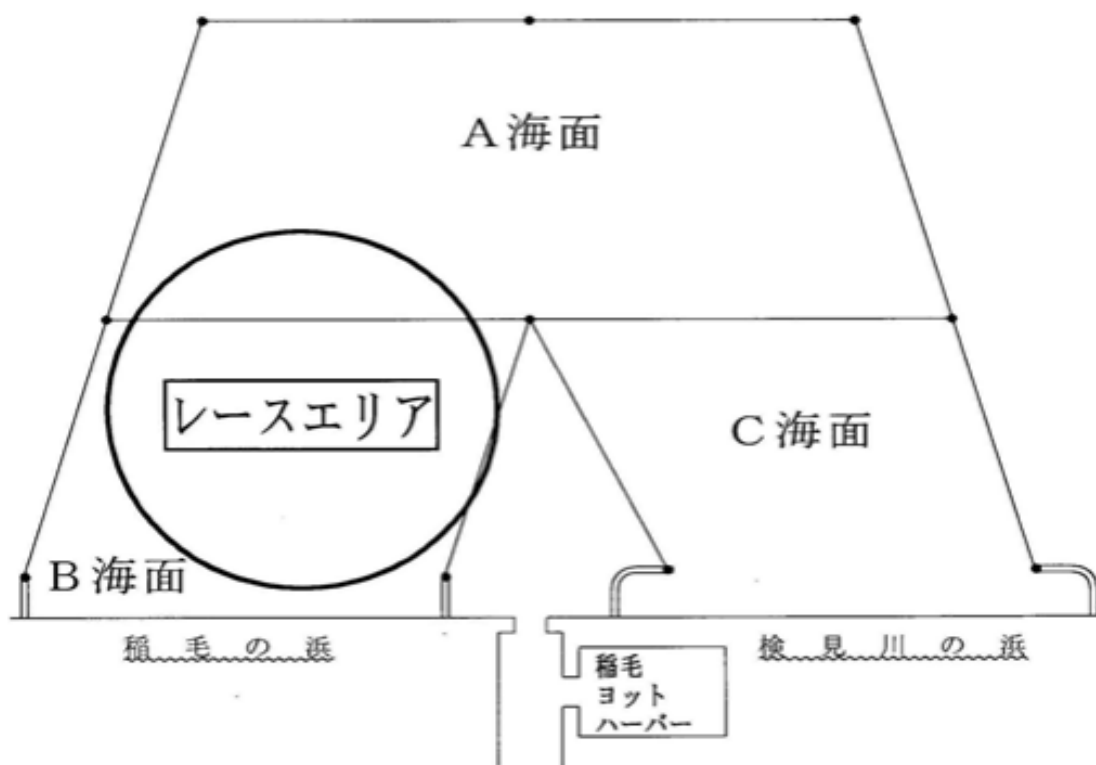
## 27 帆走指示書に関する質問

帆走指示書を含む規則に関する質問は、以下 URL から受け付ける。

プロテスト委員会への質問：<https://bit.ly/3Me07Uf>

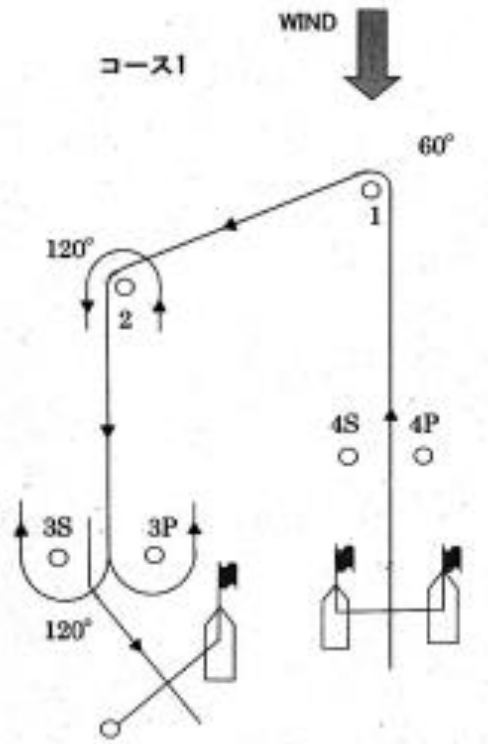
5月2日(月)までに受け付けた質問は、5月3日の選手・監督ブリーフィングまでに回答を行う。

添付資料1 レースエリア

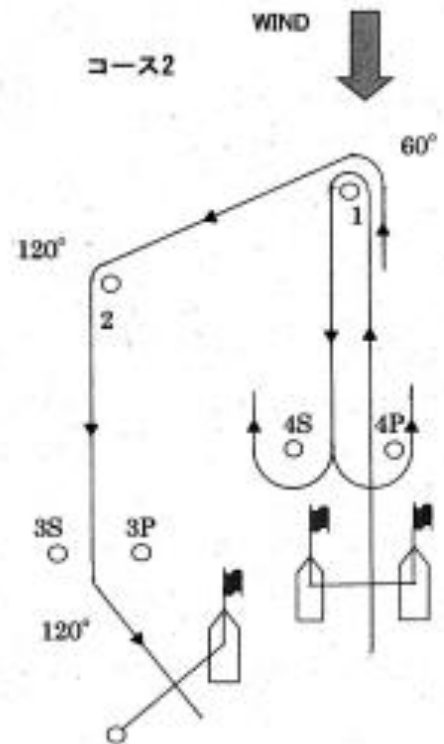


各海面の中間・境界に位置する「・」は、灯標（海上は浮灯標）である。

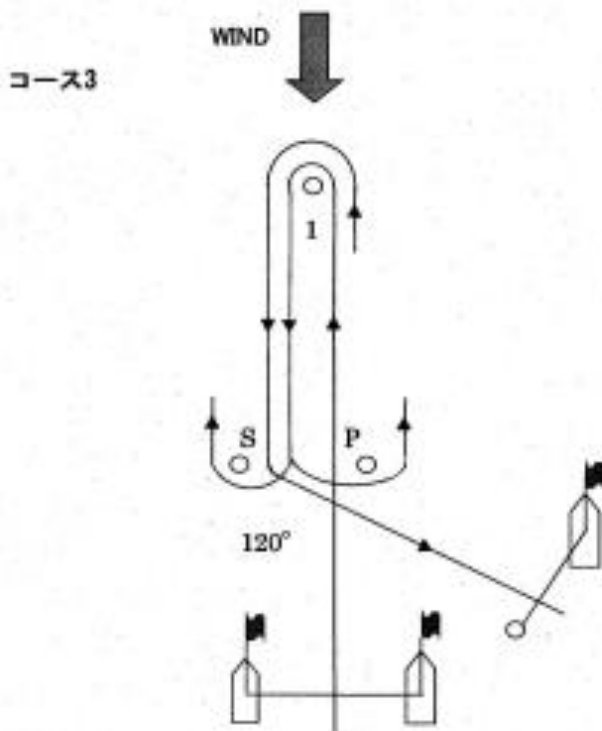
添付資料2 コース



スタート-1-2-3PS(ゲート)-2-3P-フィニッシュ



スタート-1-4PS(ゲート)-1-2-3P-フィニッシュ



スタート-1-PS(ゲート)-1-P-フィニッシュ